

法定外公共用財産等 管理事務要領

令和4年9月

米原市まち整備部建設課

目次

第1章 他人の土地への立入調査および境界確定協議	- 3 -
1. 意義	- 3 -
2. 官民境界確定	- 3 -
(1) 官民境界確定申請書	- 3 -
(2) 事前調査	- 5 -
(3) 境界立会	- 5 -
(4) 境界確定協議書	- 5 -
(5) 境界確定および通知	- 6 -
(6) 14条地区が備付けられている場合の境界確定申請および協議	- 6 -
3. 留意事項	- 7 -
4. 地積訂正等のための同意	- 7 -
5. 公図訂正の同意	- 7 -
6. 優先順位	- 8 -
第2章 用途廃止	- 8 -
1. 要件	- 8 -
2. 事例	- 8 -
3. 事務処理	- 9 -
(1) 位置図	- 9 -
(2) 公図写し	- 9 -
(3) 現況平面図	- 9 -
(4) 求積図	- 9 -
(5) 横断面図	- 9 -
(6) 利害関係者の用途廃止に関する同意書(様式第10号)	- 9 -
(7) 用途廃止申請財産隣接土地所有者一覧表(様式第11号)	- 10 -
(8) 登記事項証明書	- 10 -
(9) 官民境界確定協議書写し	- 10 -
(10) 現況写真	- 10 -
(11) その他市長が必要と認める書類および図面	- 10 -
4. 処理上の留意事項	- 10 -
(1) 申請書の審査留意点	- 10 -
(2) 現地調査の際の留意点	- 10 -
5. 申請書の提出部数	- 10 -
6. 用途廃止財産引継通知書	- 10 -
第3章 機能交換	- 11 -
1. 要件	- 11 -
2. 事例	- 11 -
(1) 原則的に受納の必要のないもの	- 11 -
(2) 原則的に受納の必要のあるもの	- 11 -
3. 事務処理	- 11 -
(1) 位置図	- 11 -
(2) 公図写し	- 11 -

(3) 現況平面図	- 12 -
(4) 求積図	- 12 -
(5) 横断図	- 12 -
(6) 利害関係者の同意	- 12 -
(7) 用途廃止申請財産隣接土地所有者一覧表 (様式第 11 号)	- 12 -
(8) 登記事項証明書	- 12 -
(9) 官民境界確定協議書写し	- 12 -
(10) 現況写真	- 12 -
(11) 代替施設の登記事項証明書	- 13 -
(12) 議決書写し	- 13 -
(13) その他市長が必要と認める書類および図面	- 13 -
4. 処理上の留意事項	- 13 -
5. 申請書の提出部数	- 13 -
6. 所有権移転登記等	- 13 -
様式第 1 号	- 14 -
様式第 2 号	- 15 -
様式第 3 号	- 16 -
様式第 4 号	- 17 -
様式第 5 号	- 18 -
様式第 6 号	- 19 -
様式第 7 号	- 20 -
様式第 8 号	- 21 -
様式第 9 号	- 22 -
様式第 10 号	- 23 -
様式第 11 号	- 24 -
様式第 12 号	- 25 -
様式第 13 号	- 26 -
様式第 14 号	- 27 -
様式第 15 号	- 28 -
官民確定 協議書 チェックリスト	- 29 -

第1章 他人の土地への立入調査および境界確定協議

1. 意義

米原市が管理する法定外公共用財産（以下「法定外財産」という。）を適正に管理処分するためには、法定外財産の境界を明確にする必要がある。そのためには、法定外財産の調査または測量を行うこととなるが、この場合には、法定外財産および他人の占有する土地に立入る必要が生じる。また、境界を確定する場合には、隣接する土地所有者等の立会いを求めて協議する必要がある。

調査等のため、他人の土地へ立入る場合および境界確定については、とかく問題が生じやすいので、事務処理は慎重に行う必要がある。また、法定外財産に隣接する土地所有者から自己の所有地との境界確定申請があった場合には、現地調査のうえ、境界確定協議を行う必要がある。

なお、立入調査や境界確定協議事務は、概ね次の場合である。

- (1) 法定外財産の調査または測量を行うため、他人の土地へ立入るとき。
- (2) 法定外財産の境界を明確にするため、隣接する土地所有者に境界確定の協議をするとき。
- (3) 法定外財産に隣接する土地所有者から、自己の所有地との境界を明確にするため、その確定協議について申請があった場合。
- (4) 法定外財産に隣接する土地所有者が、その土地について、地図訂正の登記を申請するために必要な隣接土地所有者の同意を求めてきた場合に、その当否について境界を確認するとき。
 - ① 法定外財産に隣接する土地を分筆したり、地積更正をしようとするとき。
 - ② 法定外財産に隣接する土地において、家や工作物を建築しようとするとき。
 - ③ 宅地造成等で、法定外財産に隣接する土地の形状を変更しようとするとき。
 - ④ 法定外財産の用途や形状を変更したり、占使用、交換、用途廃止をしようとするとき。

2. 官民境界確定

(1) 官民境界確定申請書

市道等および法定外財産と民有地との境界確定協議をしようとする者（以下本章において「申請者」という。）は、官民境界確定申請書（様式第1号、以下本章において「申請書」という。）に、次に掲げる書類および図面を添付のうえ、市長に提出するものとする。

① 申請者

申請者は、原則として市道等および法定外財産に隣接する土地所有者とする。ただし、次に該当する場合は、それぞれの定めるところによる。

ア 法人が土地所有者の場合は、代表者とする。ただし、法人が解散または倒産した場合は、清算人または管財人とする。

イ 共有地の場合は、原則として共有者全員とする。ただし、やむを得ない場合には、共有者のうち1名でも申請することができるが、境界確定協議書には、共有者全員の署名押印を必要とする。

ウ 土地所有者が死亡している場合は、原則として相続人全員とする。ただし、やむを得ない場合には、相続人のうち1名でも申請することができるが、境界確定協議書には、相続人全員の署名押印を必要とする。

エ 未成年者や禁治産者等の場合は、法定代理人（親権者または後見人）とし、申請書には法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名のうえ、法定代理人が併記押印して申請するものとする。

オ 特例

公共事業施行のため境界確定を必要とする場合は、施行主体の国、地方公共団体、その他公的機関から申請させることができるものとする。

② 添付書類

添付書類は、次のとおりとする。

ア 位置図

縮尺は、1/2,500 から 1/10,000 程度で、周辺の建物、地形および方位等を記入すること。

イ 公図写し、地積測量図

法務局備付けの公図から、申請箇所およびその隣接地のすべてを含む広い範囲を確認したものに、字名を記入し、次に掲げる事項を記入したものとす。

- a 申請箇所を黄色で着色し申請線を赤色により明示すること。
- b 里道を赤色、水路を青色に着色すること。
- c 公図に方位および縮尺が記載されている場合は、方位および縮尺。
- d 当該公図の確認年月日、確認者の氏名および押印。また、申請箇所およびその隣接地において、分筆等により地積測量図が法務局に提出されている場合は、その写しを添付するものとする。なお、申請箇所が字界にある場合は、隣接の公図を添付するとともに、その合成図も添付すること。

ウ 現況平面図

縮尺は、1/100 から 1/500 までの間で、現況を表示するのに適当なものとし、国土交通省公共測量作業規定の地形編を参考に、国土基本図図式に則って作成した図面に、申請箇所ならびにその周辺の地形および地上物件を表示し、次に掲げる事項を記入したもの。

- a 方位および縮尺。
- b 申請箇所・隣接箇所の地番および土地所有者名。
- c 測量者の資格、氏名および押印。
- d 申請者の主張する境界線を朱線により表示すること。
- e 法定の道路または法定外公共物の名称。
- f 横断図面の横断線。
- g 既確定線および既確定年月日および番号

エ 横断図

- a 縮尺は、1/50 から 1/100 までの間のものとし、地形に応じて必要な箇所について作成し地番を記入したもの。
- b 測量者の資格、氏名および押印。
- c 申請者の主張する境界線を朱線により表示すること。
- d 作成した箇所を平面図上に明示すること。
- e 原則として、施設全幅の横断図とする。

オ 隣接土地所有者一覧表（様式第2号）

- a 登記簿のとおり記載すること
- b 官地の隣接地の全て、すなわち境界確定申請に、利害関係を有する土地について、申請者、申請者以外の者の所有地を含めて記載する。なお、公図には記載されていない地番の土地登記簿が存在する可能性があるため、調査は慎重に行うこと。
- c 申請地番についても記載し、黄色で着色する。
- d 実測面積が明らかなものについては備考欄にその面積を記載する。
- e 確認年月日（提出の3か月以内）、確認者の記名および押印をおこなうこと。

カ 登記事項証明書

申請者所有地の登記事項証明書を添付すること。

キ その他

a 相続関係書類

土地登記事項証明書に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転登記の手続きがなされていないときは、相続人が判明できる戸籍謄本、相続関係図および遺産分割協議書等を添付すること。なお、相続関係図を除き、相続人確認後申請者に原本還付する。

b 住民票等

土地登記事項証明書に記載されている土地所有者の住所が現住所と異なるときは、住所沿革が判明できる資料（住民票、戸籍の附票、法人登記事項証明書等）を添付すること。

c 委任状

境界確定にあたって委任行為を行おうとする場合は、委任状を添付すること。ただし、申請および確定行為は除く。

d その他市長が必要と認める書類

③ 提出部数

提出部数は1部とする。

(2) 事前調査

市長は、現地調査の日時を指定し、申請者から他の隣接する土地所有者および自治会長等の立会を依頼させることとし、特に必要があると認められるときは、市長において要請すること。なお、申請者は既確定線および丈量図、地積測量図等の現地復元などを現地立会までに実施すること。また、地元自治会に大字絵図等が保管されているか調査し、法定外公共物の位置や幅員等の参考とするとともに、可能な場合は現地立会に持参すること。

(3) 境界立会

出席者は市担当者、申請者（＝隣接土地所有者、受任者を含む。）、申請地の両隣の所有者、自治会長、関係機関（土地改良区等）とする。

協議終了時に協議内容の最終確認を行うとともに、引照点や図面の作成方法等について必要な事項を確認する。

協議が終了したら境界杭等を設置し、結果を境界確定協議書（平面図・写真など）に反映する。

(4) 境界確定協議書

境界の確定協議が成立したときは、申請者は、速やかに境界確定協議書（様式第3号）に、次に掲げる書類および図面を糊付け、袋とじし、表と裏に申請者が割印したうえ、市長に提出するものとする。

なお、境界確定協議書は『境界確定協議書チェックリスト』を参照し、作成することとし、提出までに事前に市担当者と内容確認を行っておくことが望ましい。

① 添付書類

ア 印鑑証明書

境界確定協議は、市が申請者と結ぶ民法上の和解契約と解されていることから、申請者の押印は実印で行うものとし、申請者が法人の場合は、法人の資格証明書および印鑑証明書を、共有地の場合は、共有者全員の印鑑証明書を、土地所有者が死亡している場合は、相続人全員の印鑑証明書を添付すること。なお、印鑑証明書は確定協議書提出から3か月以内のものとする。

イ 官民境界確定承諾書（様式第4号）

a 承諾者の住所および氏名を自筆で署名押印すること。

b 自治会長は職印を押印すること。ただし、承諾が得られない理由書により、市長が特別な事情があると認めるものに限り、これを省略することができる。

ウ 位置図

官民境界確定申請書に準ずる。

エ 公図写し

官民境界確定申請書に準ずる。

オ 現況平面図

官民境界確定申請書に準じて作成し、次の事項を追加する。

- a 境界線は朱書きとし、「官民境界確定線」と明示すること。
- b 境界線が復元できるよう、境界杭と近傍の恒久的地物（以下「引照点」という。）との距離および角度等の位置関係について記入するとともに、引照点の詳細説明図も記入すること。
- c 境界杭を明示し、杭間の実測延長を記載すること。
- d 既確定の境界線は緑色とし、確定日、番号を記載すること。

カ 横断面図

官民境界確定申請書に準じて作成し、次の事項を追加する。

- a 境界線は朱書きし、財産名を記入すること。
- b 既確定の境界線は緑色とすること。
- c 構造物等からの距離を記入すること。

キ 隣接土地所有者一覧表（様式第2号）

官民境界確定申請書に準ずる。

ク 測点図等

直角座標法で測量することを原則とし、測点図や座標一覧表等を添付すること。（近傍に公共基準点がある場合は世界測地系とすること。）

ケ 写真

引照点の写真を添付すること。

② 提出期限

境界確定協議書は、遅くとも現地立会后1年以内に提出すること。1年経過した後も申請者から境界確定協議書の提出がない場合や、特別の理由により提出が遅滞する旨の申し出がない場合には、原則として、様式第5号により境界確定申請書を申請者に返却するものとする。

なお、現地で協議が成立しなかった場合も、上記と同様に境界確定申請書を返却し、返却した後で申請書が提出された場合には、再度現地で協議を行うこと。

③ 提出部数

提出部数は2部とする。

(5) 境界確定および通知

市長は、提出された境界確定協議書を審査の結果、適当と認めたときは、記名押印のうえ1部保管し、1部は様式第6号により申請者あて送付するものとする。

(6) 14条地図が備付けられている場合の境界確定申請および協議

不動産登記法第14条による地図（国土調査法による地籍図、土地区画整理法による土地所在図

または土地改良法による確定図)のある地域の法定外財産に隣接する土地所有者が、自己の所有地との境界立会を求めるときは、境界立会申請書(様式第7号)に、次に掲げる書類および図面を添付のうえ、市長に提出するものとする。

①添付書類

ア 位置図

申請箇所を表示すること。

イ 14条地図の写し

申請箇所を赤線で表示すること。

ウ 公共物の登記事項証明書

地番の表示された土地である場合は添付すること。

エ 申請者所在地の登記事項証明書

申請者所在地の登記事項証明書を添付のこと。

オ その他市長が必要と認める書類

② 境界線を確認したときは、申請者は速やかに立会証明書(様式第8号)に、次に掲げる図面を合綴し、市長に提出するものとする。

ア 位置図

イ 申請箇所を明示(着色)した14条地図の写し

ウ 土地を分筆しようとする場合は、地積測量図

③ 市長は、立会証明書の提出があったときは、押印のうえ申請者に交付するものとする。

④ 提出部数

提出部数は、境界立会申請書は1部、立会証明書は2部とする。

3. 留意事項

(1) 申請地の隣接する土地所有者の範囲は、点で接する者を含め、隣接および対側地土地所有者の立会いおよび承諾を必要とする。

(2) 境界線の決定は、あくまで対等な立場においてなされるものであること。

(3) 現地においては、申請者に十分意見を述べさせ、その主張する根拠を明らかにさせるとともに、付近の地形、地物、前後の見通しおよび立会人の意見等を勘酌して、公正妥当な境界を見直すよう努めること。

(4) 境界の確定協議が成立したときは、境界杭を現地の必要な箇所に埋設させること。

4. 地積訂正等のための同意

法定外財産に隣接する土地所有者が、その土地の地積訂正等の登記申請を行うときの同意についても、前記3に準じて行うものとする。

5. 公図訂正の同意

① 申請書の提出(様式第14号)

提出部数は1部とする。

② 添付書類

以下の全ての書類を添付する。

- ・市長が同意をする書類
- ・各隣接土地所有者およびその他利害関係人の同意書の写し
- ・訂正前後の公図
- ・位置図
- ・隣接土地所有者一覧表（様式第2号）
- ・公図訂正に至る経過書
- ・その他市長が必要と認めた書類

6. 優先順位

確定する基準の優先順位は、原則として次のとおりとする。

- (1) 既に確定している協議書に基づく境界点(ただし、座標値や辺長のないものは参考とする。)
- (2) 法務局に備え付けられている地積測量図(ただし、座標値や辺長のないものは参考とする。)
または、14条地図に表示されている境界点。
- (3) 用地買収時の丈量図等、従前の筆界が推測できるものに表示されている境界点。
- (4) 市道の場合には、道路台帳に基づく幅員が確保できる境界点。
- (5) 里道の場合には90cm(3尺)以上、水路の場合には60cm(2尺)以上が確保できる境界点。

第2章 用途廃止

1. 要件

法定外財産の用途廃止は、(1)から(3)の何れかを満たし、かつ、(4)と(5)が整うものに限り行うことができる。

- (1) 申請財産が、公共用財産としての機能を失っている場合において、これを元の用途に供する必要がないと認められる場合。
- (2) 申請財産について、代替施設が新設されたため、当該財産を存置する必要がなくなった場合。
- (3) その他、申請財産を公共用財産として存置させることが、不相当または不必要であると認められる場合。
- (4) 官民境界確定協議書が整い、申請財産の位置や面積等が明確な場合。
- (5) 申請財産の所在地および隣接するすべての自治会の同意が得られる場合。

2. 事例

法定外財産を用途廃止してよいかどうかについては、あくまで公共物として存置すべきかどうかの判断によるものであり、次の場合には用途廃止すべきでない。

- 例1 機能が不十分な代替施設を設置した場合や公共物を用途廃止することによって、付近の土地が無道路地となる場合。
- 例2 現に公共物として隣接者や周辺住民等の利用があり、公共性を失っていないにもかかわらず、他の道路があるという理由で用途廃止する場合。
- 例3 周囲の状況から見て前後に機能があり、代替施設が必要にもかかわらず、それを設置しない場合。
- 例4 将来、他の公共施設(道路等)の敷地として存置する必要がある場合。

3. 事務処理

法定外財産の用途廃止をしようとする者（以下本章において「申請者」という。）は、米原市公共用財産廃止申請書（様式第9号、機能交換を伴う場合は様式第15号。）に、次に掲げる書類および図面を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）位置図

縮尺は、1/10,000 から 1/50,000 程度で、用途廃止申請財産を表示するのに適当なもので、周辺の地形を略記したもの。

（2）公図写し

法務局備付けの公図から、申請箇所を中心になるべく広い範囲を確認したものに、申請者の所有地または開発区域等は黄色で表示し、次に掲げる事項を記入したもの。

- ① 申請箇所を、斜線等により明確に表示する。
- ② 当該公図の確認年月日、確認者の氏名および押印。

（3）現況平面図

縮尺は、1/250 から 1/500 までの間で、現況を表示するのに適当なものとし、申請箇所およびその周辺の地形、地上物件を表示した図面に、公図と同様に着色し、次に掲げる事項を記入したもの。

- ① 方位および縮尺。
- ② 隣接地の地番、地目および土地所有者名。
- ③ 法定道路または河川の名称。
- ④ 代替施設を設置する場合は、その位置。
- ⑤ 横断図面の横断線。
- ⑥ 水路については、矢印で流れの方向を示すこと。
- ⑦ 境界杭の位置を明記すること。

（4）求積図

縮尺は、現況平面図と同一のもので、面積の計算は、座標求積法等により、各公共施用財産の用途別に小数第2位まで求めるものとし、次に掲げる事項を記入したもの。

- ① 方位、縮尺および所在を明記のこと。
- ② 作成者の記名および押印。
- ③ 申請者が複数の場合は、申請者ごとに求積すること。

（5）横断図

縮尺は、1/50 から 1/100 までの間で、地形に応じて必要な箇所（最低 2 断面/箇所）について作成するものとし、次に掲げる事項を記入したもの。

- ① 申請財産と隣接土地との境界線を赤の引出線で明示すること。
- ② 作成した箇所を平面図上に明示すること。

（6）利害関係者の用途廃止に関する同意書（様式第10号）

利害関係者として同意を徴する者の範囲は、次のとおりとする。

① 隣接土地所有者

申請財産と点で接する者からも徴する。また、共有、相続等の場合には、それぞれ共有名義人全員、相続権者全員の同意を得ることとするが、やむを得ない事由によりそれら全員の同意を得ることが著しく困難である場合には、事実上の管理者の同意があればよいものとし、全員の同意が得られない理由書を添付しなければならない。

ただし、理由書は市長がやむを得ないと判断した場合に有効となる。

② その他関係者

申請財産の所在地および隣接するすべての自治会の同意を得ること。

(7) 用途廃止申請財産隣接土地所有者一覧表 (様式第 11 号)

申請財産に隣接するすべてについて記載すること。

(8) 登記事項証明書

申請財産が地番の表示された土地の場合は添付すること。

(9) 官民境界確定協議書写し

官民境界確定協議書の鑑からすべてを添付すること。(原本と同じ着色をすること)

(10) 現況写真

- ① 申請箇所を朱線で明示すること。
- ② 現況平面図に写真撮影方向を明示すること。

(11) その他市長が必要と認める書類および図面

4. 処理上の留意事項

申請書の提出があった場合には、特に下記の点について留意しながら、現地調査等を行い十分内容等を確認、検討し、補正を要するものについては補正させたいうえ、書類のみで実情が判断できる程度まで整備する。

(1) 申請書の審査留意点

- ① 当該財産は、譲与を受けた法定外公共物か。
- ② 道路法の道路として認定されていないか。また、河川法の適用を受ける河川ではないか。
- ③ 申請書、添付書類および図面等に不備はないか。
 - ア 申請理由等が具体的に記入され、申請内容が十分理解できるか。
 - イ 申請箇所は明示されているか。
 - ウ 国、県および市の事業計画等に関係はないか。

(2) 現地調査の際の留意点

現地調査は、予想外の事実や、特に申請箇所が荒地となっても、その前後は機能が失われていない場合もあるので、広範囲に付近の状況を調査するものとする。

- ① 付近の状況からみて利用者はいないか。
- ② 用途廃止することによって、付近の土地が無道路地とならないか。
- ③ 水路の場合は、流下水があるか。また、雨期等には水は出るか否か。
- ④ 将来、開発等を予想して存置する必要があるか。
- ⑤ 申請箇所が他の公共用財産と交差していないか。
- ⑥ いつ、どんな理由で公共性を失ったか。また、原状回復の必要はないか。

5. 申請書の提出部数

提出部数は2部とする。

6. 用途廃止財産引継通知書

当該財産を所管する部長は、法定外財産の用途廃止を行った場合は、速やかに、引継通知書(様式第12号)に申請書を添付して総務部長に引継ぐとともに、様式第13号により申請者あてに総務部長へ引き継いだ旨を通知する。

第3章 機能交換

1. 要件

法定外財産の機能交換は、次の(1)から(5)を満たす場合に限り認めるものとし、(6)から(7)にあてはまるものは認めないものとする。また、代替施設の受納については(8)のとおりとする。

- (1) 従前の財産と代替施設とを比較して、機能的にも財産的にも価値が同程度か、それ以上であると認められる場合。
- (2) 代替施設は、設置した者のみでなく、公衆に利便をもたらすものであること。
- (3) 官民境界確定協議書が整い、申請財産の位置や面積等が明確な場合。
- (4) 申請財産の所在地および隣接するすべての自治会の同意が得られる場合。
- (5) 代替施設は、所有権以外の権利設定がない土地に限る。ただし、権利設定がある場合でも申請書の提出前までに申請者において消滅させた場合はこの限りではない。
- (6) 申請者の真意に十分注意して、附帯条件がある場合は受納を拒否する。
- (7) 代替性がなく新設と認められる施設の場合は受納を拒否する。ただし、新設の場合は別要領等で寄付等の検討を行う。
- (8) 代替施設を受納する時点は、原則として、工事完了後（用途に応じた利用ができるように整備が完了した時点）とする。

2. 事例

法定外財産の機能交換については、1. の要件に当てはまるもので、代替施設が機能的・財産的に同程度か、それ以上のものを認めるものであり、次に掲げる受納の必要のあるものに対して、機能交換ができる。

(1) 原則的に受納の必要のないもの

- ① 既設のものを拡幅した場合。
- ② 用途廃止される公共施設に替り得ない施設を設置した場合。

(2) 原則的に受納の必要のあるもの

- ① 複数のを、機能的に価値が同程度以上の一本にまとめる場合。
- ② 機能的に価値が同程度以上のものに付け替える場合。

3. 事務処理

公共用財産の機能交換を申請しようとする者（以下本章において「申請者」という。）は、機能交換および公共用財産用途廃止申請書（様式第15号）に、次に掲げる書類および図面を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

縮尺は、1/10,000 から 1/50,000 程度で、申請財産を表示するのに適当なもので、周辺の地形を略記したもの。

(2) 公図写し

法務局備付けの公図から、申請箇所を中心になるべく広い範囲を確認したものに、次に掲げる事項を記入したものとする。

- ① 代替施設箇所を黄色で着色し、用途廃止申請部分との関連がわかるように、公図上に表示すること。
- ② 当該公図の確認年月日、確認者の氏名および押印。

(3) 現況平面図

縮尺は、1/250 から 1/500 までの間で、現況を表示するのに適当なものとし、代替施設箇所および用途廃止申請部分とその周辺の地形、地上物件を表示した図面に、次に掲げる事項を記入したもの。

- ① 方位および縮尺。
- ② 隣接地の地番、地目および土地所有者名。
- ③ 法定道路または河川の名称。
- ④ 代替施設箇所および用途廃止申請部分の位置。
- ⑤ 横断図面の横断線。
- ⑥ 水路については、矢印で流れの方向を示すこと。
- ⑦ 境界杭の位置を明記すること。

(4) 求積図

縮尺は、現況平面図と同一のもので、面積の計算は、座標求積法等により、各公共施用財産の用途別に小数第2位まで求めるものとし、次に掲げる事項を記入したもの。

- ① 方位、縮尺および所在を明記のこと。
- ② 作成者の記名および押印。
- ③ 申請者が複数の場合は、申請者ごとに求積すること。

(5) 横断図

縮尺は、1/50 から 1/100 までの間で、地形に応じて必要な箇所（最低 2 断面/箇所）について作成するものとし、次に掲げる事項を記入したもの。

- ① 縮尺は、1/50 から 1/100 までの間で、地形に応じて必要な箇所について作成すること。
- ② 代替施設と隣接地との境界線を赤の引出線で明示すること。
- ③ 作成した箇所を平面図上に明示すること。

(6) 利害関係者の同意

利害関係者として同意を徴する者の範囲は、次のとおりとする。

① 隣接土地所有者

申請財産と点で接する者からも徴する。また、共有、相続等の場合には、それぞれ共有名義人全員、相続権者全員の同意を得ることとするが、やむを得ない事由によりそれら全員の同意を得ることが著しく困難である場合には、事実上の管理者の同意があればよいものとし、全員の同意が得られない理由書を添付しなければならない。

ただし、理由書は市長がやむを得ないと判断した場合に有効となる。

② その他関係者

代替施設および用途廃止財産の所在地および隣接するすべての自治会の同意を得ること。

(7) 用途廃止申請財産隣接土地所有者一覧表（様式第 11 号）

申請財産に隣接するすべてについて記載すること。

(8) 登記事項証明書

申請財産が地番の表示された土地の場合は添付すること。

(9) 官民境界確定協議書写し

官民境界確定協議書の鑑からすべてを添付すること。（原本と同じ着色をすること）

(10) 現況写真

- ① 申請箇所を朱線で明示すること。
- ② 現況平面図に写真撮影方向を明示すること。

(11) 代替施設の登記事項証明書

(12) 議決書写し

申請者が地方公共団体であり、その行為が議会の議決を要する場合には、議決書写しを添付すること。

(13) その他市長が必要と認める書類および図面

4. 処理上の留意事項

- (1) 機能交換および公共用財産用途廃止申請書の提出があった場合には、これを審査し、現地確認のうえ、補正を要するものについては補正させたうえ、書類のみで実情が判断できる程度まで整備する。
- (2) 代替施設の受納は代替財産が、用途、構造およびその他の機能において、用途廃止する公共用財産に替り得るものである場合に限り行うものとする。
- (3) 代替財産が相続財産であるときは、あらかじめ相続の登記を行い、代替財産に所有権以外の権利があるときは、その権利を消滅させるとともに、その抹消の登記を行わせ、または代替財産が1筆の土地の一部であるときは、これを分筆し地目変更登記を完了させてから機能交換および公共用財産用途廃止申請書を提出すること。

5. 申請書の提出部数

提出部数は1部とする。

6. 所有権移転登記等

所有権移転等の登記事務については、別途、米原市と申請者の間で締結する公有財産交換契約書に基づき、実施することとする。

様式第1号

官民境界確定申請書

年 月 日

米原市長 様

申請者 住 所
氏 名
連 絡 先

印

私所有の下記土地と貴職所管の公共用財産との境界を確認いただきたいので申請します。

記

1. 土地の所在

2. 申請の目的

3. その他参考となるべき事項

4. 添付書類

- (1) 位置図 1/2,500～1/10,000
- (2) 法務局備付け公図写し
- (3) 現況平面図 1/250～1/500
- (4) 横断図 1/50～1/100
- (5) 隣接土地所有者一覧表
- (6) 登記事項証明書
- (7) その他

境界確定協議書

法定外公共物・市道管理者 米原市長 (以下「甲」という。) と隣接土地所有者 (以下「乙」という。) との境界に関し協議を遂げ、別添現況平面図に表示された境界を確認のうえ同意する。

1. 物件の表示

市 道
法定外公共物

隣 接 土 地

2. 立会い年月日

年 月 日

3. 境界の位置

別添現況平面図記載のとおり

年 月 日

甲 法定外公共物・市道管理者
米原市長

印

乙 隣接土地所有者
住 所

氏 名

印

様式第4号

官民境界確定承諾書

標記境界（別添現況平面図）に関し異議がありませんので、協議の整った証として署名押印します。

第 号
年 月 日

様

米原市長 印

官民境界確定申請書の返却について

年 月 日付けで申請のあったことについては、下記の理由により返却します。
なお、再申請の場合は、本書の写しを添付して下さい。

記

1. 申 請 地 米原市

2. 返 却 理 由

様式第6号

第 号
年 月 日

様

米原市長 印

官民境界確定について

さきに申請のあった境界確定については、協議が成立しましたので別添のとおり協議書を送付します。

境界立会申請書

年 月 日

米原市長

様

申請者 住 所
氏 名
連 絡 先

印

申 請 箇 所	米原市
隣接公共施設名	
証 明 を 必 要 と す る 理 由	<ol style="list-style-type: none">1. 市有地に隣接する土地を分筆地積測量するため2. 市有地に隣接する土地において、家や工作物を建築するため3. 宅地造成等で、市有地に隣接する土地の形状を変更するため
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1. 位置図（1/2,500～1/10,000）2. 申請箇所を明示（着色）した14条地図の写し3. 土地登記事項証明書（申請者所有地および公共物）4. その他市長が必要と認める書類

立 会 証 明 書

1. 土地の表示
2. 土地所有者の住所および氏名

上記土地の隣接土地の管理者として立会し、境界を確認したことを証明する。

記

1. 公共用地の所在および財産名

2. 立会年月日

年 月 日

3. 立会者の職氏名

年 月 日

米原市長

印

注意

1. 本書と別添図面に割印のないものは無効である。

米原市公共用財産用途廃止申請書

年 月 日

米原市長 様

申請者 住 所
氏 名
連 絡 先
印

下記の米原市公共用財産について、用途廃止くださるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 用途廃止申請財産

土地の所在	財産の種類	面積(m ²)

2. 用途廃止申請の理由

3. 添付書類

- (1) 位置図 1/10,000~1/50,000
- (2) 法務局備付け公図写し
- (3) 現況平面図 1/250~1/500
- (4) 求積図 1/250~1/500
- (5) 横断図 1/50~1/100
- (6) 利害関係者の同意書
- (7) 隣接土地所有者一覧表
- (8) 登記事項証明書（地番の表示された土地の場合）
- (9) 官民境界確定協議書写し
- (10) 現況写真

用 途 廃 止 同 意 書

年 月 日

米原市長 様

同意者 利害関係
住 所
氏 名
連 絡 先

このたび下記の米原市公共用財産を用途廃止すること、ならびに売払申請することに同意します。

記

1. 申請財産

土地の所在	財産の種類	面積(m ²)

2. 用途廃止申請者

3. 用途廃止の希望条件

様式第 12 号

用途廃止財産引継通知書

年 月 日

総務部長 様

部長

次の行政財産の用途を廃止しましたので引継をします。

記

1. 公有財産記載事項
2. 用途廃止しようとする理由
3. 用途廃止年月日
4. 関係図面

様式第 13 号

第 号
年 月 日

様

米原市長 印

法定外公共物の用途廃止に伴う引継について

このことについて、下記財産が用途廃止され総務部 課に引継されましたので通知します。

記

財産の所在

公図訂正同意申請書

年 月 日

米原市長 様

申請者 (住 所)
(氏 名) 印
(連絡先)

下記 1 の土地について、大津地方法務局長浜支局備付公図の記載に誤りがみられたため、公図訂正を申請するにあたり、隣接土地所有者として同意いただきたく申請します。

記

1. 公図訂正を行う土地の表示

2. 隣接する官地

添付書類

- ・市長が同意を要する書類
- ・各隣接土地所有者およびその他利害関係人の同意書の写しおよび印鑑証明書の写し
- ・訂正前後の公図
- ・位置図
- ・隣接土地所有者一覧表（様式第 2 号）
- ・公図訂正に至る経過書
- ・枝番の土地の場合は分筆経過説明図
- ・その他市長が必要と認める書類

機能交換および公共用財産用途廃止申請書

年 月 日

米原市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
連 絡 先

下記の米原市公共用財産について、機能交換および用途廃止くださるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 用途廃止申請財産

土地の所在	財産の種類	面積(m ²)

2. 付替施設財産

土地の所在	財産の種類	面積(m ²)

3. 機能交換の理由

4. 添付書類

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| (1) 位置図 1/10,000~1/50,000 | (6) 利害関係者の同意書 |
| (2) 法務局備付け公図写し | (7) 隣接土地所有者一覧表 |
| (3) 現況平面図 1/250~1/500 | (8) 登記事項証明書 |
| (4) 求積図 1/250~1/500 | (9) 官民境界確定協議書写し |
| (5) 横断図 1/50~1/100 | (10) 現況写真 |

官民確定 協議書 チェックリスト

1. 共通 立会時の内容（立会記録）との整合性 様式の文言の適否
2. 境界確定協議書（様式第3号）
 - 袋綴じ 糊付け 割印（申請者実印、表裏）申請者以外の割印は不要
 - 市有地名 隣接土地 一部確定の有無（原則しない） 立会日
 - 隣接土地所有者住所 氏名（自署で無くても可） 実印 管理者名記入
 - 登記簿謄本（証明書）と印鑑証明書との住所、所在地の一致
3. 印鑑証明書（個人、法人）・資格証明書（法人）

（原本1部、他は写し）★還付希望の場合は、原本と照合のうえ還付する。

 - 印鑑証明書 資格証明書
4. 官民境界確定承諾書（様式第4号）
 - 承諾書住所 氏名（自署） 押印（認印）
 - 区長は職印（職印のない場合はその旨明記） 公図上の隣接者
 - *市役所で記入 立会職員氏名、押印
5. 位置図（1/2500～1/10000）
 - 申請地明示 方位 縮尺
6. 公図写し（法務局備付の写し）
 - 里道・水路の着色 方位 縮尺 申請地の明示（黄色着色、確定線を赤色着色）
 - 確認日（おおむね3ヶ月以内） 確認者氏名・押印
 - 申請地が字界の場合は、隣接字公図、合成図（合成図にも申請地着色明示）
 - 公図訂正案（申請地着色明示）
7. 現況平面図（1/100～1/500）
 - 方位 縮尺 隣接地各地番、所有者名（官有地も） 測量者の資格、氏名、押印
 - 法定道路名 官民境界線を朱線表示 横断線（折点は避ける）
 - 引照点（2点以上） 引照点の詳細図又は写真 既確定線（緑色、番号・年月日）
 - 各測点名 各測点間距離（辺長） *測点図添付の場合は、平面図への記入は省略可
8. 横断図（1/50～1/100）
 - 縮尺 官民境界線を朱線表示 地番 官有地名 幅員 既確定線（緑色）
 - 測量者の資格、氏名、押印
9. 隣接土地所有者一覧表（様式第2号）
 - 備考欄に申請地明示又は黄色着色 申請地の隣接対面、官有地 市名、大字、字
 - 確認日（おおむね3ヶ月以内） 確認者氏名・押印
10. 測点図
 - 官民境界線を朱線表示 各測点図 各測点間距離（辺長） 座標一覧表（引照点も）
 - 各測点間距離の計算確認

（その他）*確定協議書には、綴じ込まない。

 - 申請地の所有者が申請時と異なる場合は、登記簿謄本（証明書）
 - 登記簿名義人死亡の場合は、相続関係図 戸籍謄本等（確認して返却すること）